

閱覽用

平成 30 年 3 月 16 日

第 3 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第3回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月16日(金) 午後2時03分から午後3時00分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

会長 35番 武藤 良一

会長職務代理者 1番 奥平 貢市

1番 奥平 貢市	2番 佐藤 喜八	3番 武藤 栄利
5番 野地 太郎	6番 安齋 吉浩	7番 菅野 達雄
8番 佐藤 信喜智	9番 安齋 栄	10番 鈴木 春雄
11番 高宮 文作	12番 石川 重彦	13番 平 義一
14番 菅野 洋一	15番 佐久間 敏	16番 三浦 喜周
17番 安齋 康夫	18番 佐藤 幸雄	19番 菅野 誠治
20番 松本 正典	21番 渡辺 久	22番 安齋 敏明
23番 堀川 英二	24番 佐藤 勝則	25番 安齋 喜八
26番 中山 博之	28番 菊地 安夫	29番 菅野 富子
30番 本多 芳司	31番 服部 栄一	32番 菅野 保治
33番 鈴木 賢一	34番 武藤 一夫	35番 武藤 良一

4 欠席委員

12番 石川 重彦 委員 34番 武藤 一夫 委員

5 遅参委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第16号 現況確認証明申請について

第5 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について(市処分)

第8 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(市処分)

第9 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(市処分)

第10 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第11 議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第12 議案第24号 平成30年度二本松市農作業労働賃金基準について

第13 議案第25号 賃借料情報の提供について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 武田幸喜 農地係長 菊地秀子 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（武藤良一）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（武藤良一）会長 これより、平成30年第3回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時03分）

議長（武藤良一）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、33名中、31名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、12番 石川 重彦 委員、34番 武藤 一夫 委員より

欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（武藤良一）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(武藤良一)会長 それでは、2番 佐藤 喜八 委員、3番 武藤 栄利 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(武藤良一)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名 会議書記には、事務局職員 武田幸喜君と菊地秀子さんを任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取扱には十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは日程第4、

議案第16号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番 (鈴木賢一)委員

議案第16号1番についての調査結果の報告をいたします。2月26日高宮文作委員、佐藤喜八委員、武田局長、森島さん、私の5名で現地調査を行いま

した。事務局から説明のあったとおりで長年耕作しておらず非農地であろうと判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

20番（松本正典）委員

議案第16号2番について、調査結果の内容を説明します。2月27日午後2時から現地において、奥平貢市職務代理、佐藤勝則委員、事務局から武田局長、森島さん、私の5名で現地を確認して参りました。内容は事務局説明のとおりやむを得ないのかと感じてまいりましたが皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

25番（安齋喜八）委員

議案第16号3番について現地確認の結果を報告します。3月5日に私、菅野富子委員、佐藤信喜智委員、森島さん、菊地係長5人で現地を確認した結果、山林になっておりまして農地に戻すことはできないと見てきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（武藤良一）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（武藤良一）会長　それでは採決いたします。

議案第16号1から3について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（武藤良一）会長　全員賛成ですので、議案第16号1から3については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に日程第5、

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（佐藤喜八）委員

議案第17号1番について報告いたします。譲渡人の[]さんは高齢のため農業が出来ないという事で、譲受人の[]さんは飯舘村から福島に避難している方で息子さんが二本松にいてということで農業をやっていききたいという事、内容については事務局説明のとおりです。私としては許可適当と判断してまいりました。皆様の判断よろしく申し上げます。

2番についてですが、3月14日■■■■さん■■■■さん両者に現場に来て
いただいて確認してまいりました。■■■■さんは体が弱く農業ができないので
近所の■■■■さんに譲ることにしたということでした。許可適当と判断して
まいりました。皆様判断よろしくお願ひします。

17番（安齋康夫）委員

議案第17号番号3について調査内容を報告します。3月13日に譲渡人の
■■■■さんと譲受人の■■■■さんと連絡を取りまして聴き取り調査を行い、現地を
確認してまいりました。現地であります■■■■さんの自宅の近くの畑の横にあ
りまして、梅の木が大きくなって邪魔になるという事で買いとって梅の木を切
ってさっぱりしたいという事でした。私としては許可適当と判断しましたので
皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

33番（鈴木賢一）委員

議案17号4について調査の結果の報告をします。3月10日に譲渡人譲受
人両者立ち合いのもと現地で確認して参りました。特に問題ないと判断しまし
た。審議よろしくお願ひします。

31番（服部栄一）委員

議案第17号番号5について調査結果について説明申し上げます。3月13

日自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。本件は先月■■■■さんが代替え地を取得した土地です。■■■さんが経営移譲年金を受給するため息子さんに使用貸借を行うものです。何ら問題ないと調査してまいりました。皆さんの審議よろしく申し上げます。以上です。

5 番（野地太郎）委員

議案第17号の6番について調査結果を報告します。3月10日に■■■■さん■■■■さんに両者立ち合いのもとで聞き取り調査をしてきました。内容については事務局説明のとおりです。平成11年の大改修の際漕艇場建設が始まりまして代替え地の約束が取り交わされていました。諸事情により今になってしまいました。覚書もありまして見せてもらいましたが何ら問題ありません。皆さんのご審議よろしく申し上げます。以上です。

32 番（菅野保治）委員

議案第17号その7について調査結果の内容を報告いたします。3月12日譲渡人の■■■さん譲受人の■■■さんと現地において話を伺いました。■■■さんの土地は■■■さんのすぐ傍にあり、今までもちょっと荒れていたのですが■■■さんがロータリーをかけたたりや草刈りなどをしていました。事務局説明のとおりで許可適当と判断しました。皆様の審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（武藤良一）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第17号1から7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　全員賛成ですので、議案第17号1から7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6

議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

11番（高宮文作）委員

議案第18号1番についての調査結果を報告します。3月14日午後に貸付

人■■■さん借受人■■■さん担当■■■氏と電話にて確認しました。現地も確認した時工事もしておりました。問題なく許可適当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第18号については、原案のとおり承認することが適当との意見を附して知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第7

議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について（市処分）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（鈴木春雄）委員

議案第19号1について調査結果について報告します。3月11日当初計画者の■■■■さんは死去されたため、相続人であり事業継承者の■■■■さんに会い現地で調査してまいりました。転用目的転用理由は事務局説明のとおりですが■■■■さんは原発事故により家族が県内4カ所に生活しているという事で当地に生活再建の拠点となる住宅を計画しましたが12月許可後に間もなく死去されたという事であります。同居予定だった相続人の息子の■■■■さんが当初計画を引き継ぐという事であります。私としては許可适当と思えますが皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり許可すべきものと決定することに賛成

の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第19号については、原案のとおり許可すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8

議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(市処分)を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番(鈴木春雄)委員

議案第20号番号1及び2について関連がありますので一括報告します。

1について3月11日に申請人の[]さんに現地で会い申請内容について聞き取り調査を行い確認いたしました。転用目的転用理由については事務局説明のとおりです。原発事故により家族が県内4カ所に生活しており生活再建の拠点となる住宅建築を計画したもので許可相当と思いますので皆さんのご審議よろしくをお願いします。

2については申請人が[]さんでしたので一緒に行いました。転用目的転用理由については事務局説明のとおりですが、同時申請の排水管理設の一時

転用でありますので私としては許可相当と思いますので皆さんのご審議よろしくをお願いします。

7番（菅野達雄）委員

議案第20号番号3について調査結果を報告します。3月11日郡山に住んでいるので電話で確認しました。事務局説明のとおりです。既存住宅は古いため改造するにもお金がかかるということで道路の近くに新築するものです。許可相当と思います。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号1から3について、原案のとおり許可すべきものと決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第20号1から3については、原案のとおり許可すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9

議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（市処分）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

23番（堀川英二）委員

議案第21号番号1について調査内容を報告します。3月10日■■■さん■■■さん両者立ち合いのものと現地にて確認いたしました。事務局説明のとおりで、議受人の■■■さんは鉄筋業を営んでいますが既存敷地が狭いため、申請地に資材置き場を移設する計画です。私としては問題ないと判断しましたので皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

15番（佐久間敏）委員

議案第21号番号2について調査結果の報告をいたします。3月11日両者に会い聞き取り調査を行い現地も確認して参りました。内容は事務局説明のとおりで何ら問題なく許可適当と思えますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

32番（菅野保治）委員

議案第21号その3について調査結果の内容を報告申し上げます。3月11日

の昼近く譲渡人■■■■さん、譲受人■■■■君の両名と現地で会い調査をしてまいりました。■■■さんの方は近くに来て農業を手伝ってもらえると喜んでおり、事務局説明のとおりであり許可適当と判断しました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第21号1から3について、原案のとおり許可すべきものと決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第21号1から3については、原案のとおり許可すべきものと決定いたしました。

次に日程第10、

議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中25について 番 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（武藤良一）会長 まず、議案第22号1から24について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（武藤良一）会長 それでは議案第22号1から24について採決いたします。

議案第22号1から24まで原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第22号1から24については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第22号25について審議いたします。

番 委員の除斥を求めます。

(番 委員 退席)

議長（武藤良一）会長 これより、議案第22号25についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 それでは採決いたします。

議案第22号25について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第22号25については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■■■■■ 委員の除斥を解きます。

（■番 ■■■■■ 委員着席）

議長（武藤良一）会長 報告します。議案第22号25については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11

議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第23号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12

議案第24号 「平成30年度二本松市農作業労働賃金基準について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第24号「平成30年度二本松市農作業労働賃金基準について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一) 会長 全員賛成ですので、議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

議長(武藤良一) 会長 次に、日程第13

議案第25号「賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一) 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一) 会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第25号「賃借料情報の提供について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一) 会長 全員賛成ですので、議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第3回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時00分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成30年3月16日

二本松市農業委員会

議 長 武藤 良一

署 名 委 員 佐藤 喜八

署 名 委 員 武藤 栄利

